

熊本地震に係る固定資産税の減免申請について

熊本地震により被災された皆さまに対しまして、心よりお見舞いを申し上げます。災害による被災者の税負担の軽減を図るため、固定資産税の軽減、免除の措置を行います。

【固定資産税の減免】

①所有している土地が被害を受けた場合

平成28年熊本地震により、流失・水没・埋没・崩壊などの被害を受け、作付け不能または使用不能となった土地（農地・宅地（駐車場の雑種地を含む））

※ただし、農地については、原状回復の可能な場合または他の補助金を受けるものは対象外

被害面積の損害の程度	減免の割合
当該土地面積の10分の8以上	10分の10
当該土地面積の10分の6以上 10分の8以下	10分の8
当該土地面積の10分の4以上 10分の6以下	10分の6
当該土地面積の10分の2以上 10分の4以下	10分の4

②家屋に被害を受けた場合

被害の程度	減免の割合
全 壊	10分の10
大規模半壊	10分の8
半 壊	10分の6

※被害認定が終わっていない場合は、認定後の申請をお願いします。

③償却資産に被害を受けた場合

平成28年熊本地震により、被害を受けた全償却資産の損害程度により減免

損害の程度	減免の割合
全償却資産の損害程度が50%以上	10分の10
全償却資産の損害程度が40%以上 49%以下	10分の8
全償却資産の損害程度が20%以上 39%以下	10分の6

■提出書類

- 村税減免申請書
- 固定資産税減免明細書
- 土地の全体がわかるような写真（4方向）に地番を記入、家屋についても写真（4方向）に地番を記入
- 家屋の解体をした場合は、解体証明書またはこれに類する書類を添付（滅失届など）

■提出期限

7月中旬までに減免申請書を固定資産税納税義務者に送付していますので、なるべく早目の返送をお願いします。

※ご不明な点がございましたら、役場税務課固定資産税係までお問い合わせください。

〈問い合わせ・提出先〉

〒869-1411 南阿蘇村大字河陰145-3 南阿蘇村役場 白水庁舎 税務課固定資産税係 TEL (62) 9181